

医政参発0609第3号  
令和5年6月9日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官  
( 公 印 省 略 )

「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び  
「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル  
～医療機関・事業者向け～」について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関のサイバーセキュリティ対策について、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年3月10日付け産情発0310第2号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知)の「第4 留意事項」において「安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。」とお示したところです。

今般、第16回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ(令和5年3月23日開催)での議論を踏まえ、別添1のとおり「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を作成しました。また、チェックリストを分かりやすく解説した「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」を、別添2のとおり作成しました。

医療機関に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっています。医療機関において日頃からチェックリストを活用して対策を講じることは、サイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントによる患者の医療情報の流出や、不正な利用による被害の防止等につながります。貴職におかれては、内容を御了知の上、貴下団体会員等に周知徹底を図るよう、お願いいたします。